申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

健康まちづくり部　保健衛生課

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>特設水道の布設工事の設計の確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令･条例･規則及びその条項号</td><td>大阪府特設水道条例(昭和 33 年大阪府条例 30 号)第 5 条第 1 項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準関係</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準</td><td>大阪府特設水道条例第4条各号に掲げる基準に適合すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td>総日数　22 日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td>⑴　補正・訂正に要した期間及び返却期間
⑵　申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間
⑶　申請者の責により基準確認等が不能な期間
⑷　本市の勤務を要しない日の日数</td></tr>
</table>